

2に掲げる性能を有する措置を講じたものとしなければならない。

#### (6) 住宅の耐久性確保に関する措置

##### ア 外壁に接する土台を木造とする住宅の耐久性確保に関する措置

外壁に接する土台を木造とする住宅は、次の(ア)及び(イ)に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(ア) 土台は次のいずれかに該当するものを用いたものとすること。

a ひのき、ひば、べいひ、べいすぎ、けやき、くり、べいひば、台湾ひのき、ウエスタンレッドシーダー、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、インセンスシーダー若しくはセンペルセコイヤ又はこれらの樹種により構成される集成材等（集成材の日本農林規格に規定する化粧ぱり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）

b 構造用製材の日本農林規格等（製材の日本農林規格及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格をいう。以下同じ。）に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理及び防蟻処理（北海道及び青森県の区域内の住宅にあっては、構造用製材の日本農林規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防腐処理）又は日本工業規格K1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤若しくはこれと同等の薬剤を用いたK3以上（北海道及び青森県の区域内にある住宅にあっては、K2以上）の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これらと同等の性能を有する処理を施したもの

c a又はbに掲げるものと同等の耐久性の確保に有効な措置が講じられていることが確かめられたもの

(イ) 土台に接する外壁の下端には水切りが設けられていること。

##### イ 住宅の構造

(ア) 住宅は、次のいずれかに該当するものとしなければならない。

- a 主要構造部を耐火構造とした住宅であること。
- b 準耐火構造の住宅であること。
- c 別紙3に掲げる耐久性に係る基準に適合する住宅であること。